

漁船用軽油に係る軽油引取税の課税免除制度の
存続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法等の改正により一般財源化され、道路目的税から普通税となったことに伴い、従来、道路使用に直接関連を有しない等の理由により設けられていた免税制度が大きく変更された。

漁船燃料に係る軽油の引き取りについては、法改正後も平成24年3月31日までの間は課税免除の措置が継続されることとなったが、元来、漁業はエネルギー消費型の産業であり、その操縦コストに占める燃料費の割合は非常に大きく、課税免除制度の廃止は今後の漁業経営に甚大な影響を与えるものと危惧される。

漁業経営を維持し、漁家の生活を支えていくためには、経費負担の軽減を通じた体質強化が不可欠であり、漁船用軽油に係る軽油引取税の課税免除制度の存続を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

和歌山県議会議長 谷 洋 一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

水産庁長官